

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月27日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成27年1月1日、A所在のB会社に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成27年2月22日、トラック乗車中に赤信号で停車していた際、後方車両に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、C医療機関に救急搬送され、「びまん性脳軸索損傷」と診断され入院加療し、同年8月5日、D医療機関に転医し、「頭部外傷後遺症、高次脳機能障害」と診断され、療養を継続した結果、平成28年2月5日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第7級を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、就労継続支援B型作業所で就労した後、就労継続支援A型の作業所で就労することとなり、そこでの就労状況から、「意思疎通能力」、「問題解決能力」及び「持続力・持久力」は「半分程度喪失」に該当、「社会行動能力」は「多少喪失」に該当するとして、障害等級第5級「高次脳機能障害のため、きわめて軽易な労務にしか服することができないもの」以上に該当すると主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人の高次脳機能障害の程度について、E医師は、平成29年1月23日付け「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」において、①「意思疎通能力」は「大部分喪失」、②「問題解決能力」は「大部分喪失」、③「持続力・持久力」は「半分程度喪失」、④「社会行動能力」は「全部喪失」と述べ、障害等級第3級の「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高次脳機能障害のため、労務に服することができないもの」に該当すると評価している。

これに対して、F医師は、平成29年4月18日付け意見書において、①「意思疎通能力」は「相当程度喪失」、②「問題解決能力」は「相当程度喪失」、③「持続力・持久力」は「多少喪失」、④「社会行動能力」は「多少喪失」と判断し、障害等級第7級の「高次脳機能障害のため、軽易な労務にしか服することができないもの」に該当すると述べている。

(3) ところで、請求人は、「高次脳機能障害者自動車運転評価モデル事業」の、平成27年12月1日の実車評価で「運転適正あり」との評価を受け、E医師は、平成28年2月5日付け診断書において、「同日付けで、自動車運転が可能であると認める。」と診断している。また、請求人は、本件公開審理におい

て、「昼間の明るいときはたまに運転している。」と述べている。さらに、C医療機関の診療録によれば、治癒後の平成28年3月3日には「日常生活には支障なし。」と記載されており、これらを踏まえると、請求人の高次脳機能障害の程度は、上記(2)のE医師が述べるような重篤な状態であるとまでは認められない。

- (4) また、本件災害による請求人の脳の器質的病変について、E医師は、平成29年1月23日付け診断書において、「頭部MRIにて右前頭葉にびまん性軸索損傷と思われる異常信号を認める。」と述べているが、F医師は、同年4月18日付け意見書において、「平成27年2月2日の頭部CTでは、明らかな異常は認めない。同年10月30日の頭部MRIでは、T2*画像を含め明らかな異常は認めない。」と述べている。

この点、請求人のMRI画像等を改めて確認したが、平成27年10月30日施行の頭部MRIにおいて、E医師が指摘する軽微な異常信号は認められるものの、その部位及び程度からすると、F医師が述べるように、当該異常信号を、明らかな外傷による器質的病変であり、高次脳機能障害の原因となったものであると認めることには疑義がある。

さらに、C医療機関の診療録によれば、請求人に本件災害直後に見当識障害及び意識レベルの低下等の症状がみられることからすると、本件災害により請求人の脳に何らかの器質的病変が生じ、それに伴い請求人に一定程度の高次脳機能障害を生じた可能性も否定できないが、請求人が主張するほどの重篤な状態を惹起するとは考え難い。

- (5) したがって、本件災害によって請求人に高次脳機能障害が生じていたとしても、その程度は請求人が主張するように重篤な状態とは認め難いことから、請求人の上記(1)の主張は採用することができない。

- (6) 以上のとおり、請求人の高次脳機能障害について、「意思疎通能力」、「問題解決能力」、「持続力・持久力」及び「社会行動能力」それぞれの喪失の程度は、上記(2)のF医師の意見を超えるとする根拠は認めることはできないから、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第7級を超えるものとは認められない。

- (7) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出せなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月7日